

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設名等

名称	大洋学園
種別	児童養護施設
施設長氏名	刈谷 忠
定員	児童養護施設40名、地域小規模児童養護施設6名（若葉ホーム）
所在地	〒022-0006 岩手県大船渡市立根町字下欠125番地15
T E L	0192-26-2714

③実施調査日

平成24年12月3日（月）～12月4日（火）

④総評

◇特に評価が高い点

中長期的なビジョンと計画として、平成21年度～25年度期の「福祉活動計画」を法人として策定し、かつ、平成24年度～28年度期の「児童福祉施設近未来計画」（以下「近未来計画」）を平成24年8月1日に策定した。近未来計画では、国の社会的養護の課題と将来像の方向性や、東日本大震災発生による新たな児童家庭問題等、中長期的な視点での取り組みが要請されているなかで、児童養護施設大洋学園と児童家庭支援センター大洋の機能を「子ども家庭総合支援センター（仮称）」構想として掲げ、施設機能の高度化、質の高い支援、安全・安心が担保できる環境整備を一層推進するとしている。

また、近未来計画には、職員配置（平成24年度～）、里親支援も含む家庭養護の推進・支援（平成24年度～）、相談支援事業の一本化と総合相談支援センター設置（平成26年度～）、心理療法部門強化とスーパーバイザー確保（平成24年度～）、子ども家庭総合支援センター（仮称）の実現（平成27年度～）、人材育成のための研修体系検討と実施（平成24年度～）、小規模グループケア全面移行の推進（平成24年度～）、有資格者確保、職員増員（平成24年度～）、施設機能の強化、自己評価等の実施と第三者評価受審等について計画された中・長期計画が、各事業計画に反映され、先駆的な取り組みを行っている。

◇改善が求められる点

平成18年に当施設の「養護要領」が改訂され、その時代に即応するよう改定を続けており、各サービスの手順書としてまとめられ日々実践されている。しかし、現在進めようとしているユニット化による環境の変化には追いついていない現状があり、特に苦情や意見・相談についての対応はユニット化に向けた改正が急務と考えられる。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

児童養護施設第三者評価基準による評価結果は、職員間で要検討事項としてあがっているものの改善が進んでいない結果がマイナス評価となった。平成15年度から段階的に推進してきたユニットケアの今年度末全面移行や、4月から新採用職員3名（うち1名が認定心理士）の増員が決定したことから、専門職の有効な活用や子ども一人ひとりに関わる時間や空間の確保が徐々に改善されていく見通しである。反面、新人職員が増加することによる養育・支援の低下を招かないよう、課題や検討事項としてあげられた研修体系の確立やアセスメント・自立支援計画策定・モニタリングの統一した手順の策定、権利擁護体制強化等を進め、職員集団・個々の専門性と質の向上を一層図っていく必要があると考えている。平成14年度の自己評価から始まった第三者評価の取組みは、今年度新たなスタートの年になった。厳しい評価だったが、初心に帰ったつもりで、子どもたちの最善の利益を追求する姿勢と養育・支援内容を再確認・検討しながら、高機能化・高度化に向けた改善を図っていく考えである。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしつかり受け止め、子どもを理解している。		b
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通じてなされるよう養育・支援している。		a
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		a
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		b
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・ユニット化を推進する中で、子ども一人ひとりに向かい合う時間が確保され、子どもの「見守られ感」の醸成が図られている。職員の増員により、専門職との連携体制も整いつつある。リーダー会議では、職員は見守りの姿勢で臨み、必要最小限の声かけで、子ども自身の自発的行動を促す環境づくりを心がけている。委員会活動の中で「不適切な関わり事例集」の作成にも取り組んでおり、今年度中にはその案が完成する予定である。		
・子ども全員を対象とした発達アセスメントの実施及びそこから導き出される個別の発達ニーズに対応する学びや遊びの場の保障に向けて専門職が十分活用されているとは言えず、今後の体制整備が求められる。		
(2) 食生活		第三者評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		a
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		a
(3) 衣生活		
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。		a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		a
(4) 住生活		
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。		b
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・土・日曜はホームごとに買い物に職員と子どもが一緒に出かけるなど食への関心を持つためのかかわりを持っている。月に2回はお好み献立の日を設けている。偏食指導については、担当者による状況把握および職員連絡会において情報を共有化し、自然な関わりを通じて実施している。検便は保健所の指導のもと、全職員・全利用児童が行っている。基礎的な調理技術の習得に向け、子どもの発達状態等に応じて食事づくりやおやつづくりに参加する機会を設けている。		
・家庭的な環境の整備について、各ホームが小集団単位での生活を通じて取り組まれているがまだ一部ユニットに移行していないホームもあり、施設・設備的に家庭的とは言えない状況がある。		

(5) 健康と安全		第三者評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。		
(6) 性に関する教育		
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット化の推進により、個々の状態に応じた支援を行う体制構築に取り組んでいる。基本的にはホームごとに支援されているが、担当職員により気になった状況については職員連絡会において職員間で共有化されている。基本的には声かけによる促して対応しているが、知的障がいがあったり被虐待ケースについてはADLの面で特別の配慮が必要となることもあることから、今後その対応について職員研修等による標準的な支援の共有化が求められる。 ・施設としては、性課題については個人差もあることから、必要性や子どもの状況、発達に応じて伝えるようにしている。性教育に関する職員研修の必要性を感じており、今後の課題である。子どもには高校生を対象に社会人教室を実施しており、その機会等を活用しながら正しい性知識の習得に向けた取り組みが望まれる。 		
(7) 自己領域の確保		第三者評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 ② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようしている。		
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。 ② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。 ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。		a a a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生全員が参加するリーダー会議の開催やホーム会議、自治総会等、子どもが主体的に日常生活の課題の改善に向けた意見を述べる機会があり、記録も適切に管理されている。特に高校生は、これらの会議等への参加により施設内のルール、行事等の企画・運営に参画する機会を得ている。ホーム会議は一般家庭における団らん・家族内交流としての意味合いを持ち、小集団の中で低年齢児童にも意見を表出する機会として大切な場となっている。 ・成長の過程を振り返ることができるように、アルバム管理・保管方法について整理しておくことが望まれる。 		

(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・「利用者・児童の社会的自立促進助成規程」に基づき、高校卒業を予定する子ども全員に対し決められた額の助成金を、年度当初予算化し、法人本部会計雑費の中で確保し活用している。その他の助成金・奨学金の情報提供にも努め、子ども自身が希望する進路に進むための環境を整えている。また、進路の決定に当たっては、親や保護者との連絡調整・相談に早期から取り組み、必要に応じて会社見学やオープンキャンパスへの付き添いも行っている。		
・「養護要領」の中に「職場体験実習実施要領」を設定し中学3年・高校2年の夏休みの職場体験実習を実施する旨記載されているので、アルバイト活動の奨励のみではなく、さらなる取り組みの検討が望まれる。		
(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
	① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
	② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア		
	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
・ケース会議を通して子ども同士の関係を考慮したホーム編成に努めている。多くはないが、必要に応じて年度途中であっても所属ホームの変更もあり得る。子ども間の暴力、いじめ、差別が生じないように職員による「一緒活動」を通じて早期に問題の重大化を防ぐ意識を職員間で共有している。もしそのそれがある場合には、担当者から管理者へ相談、ケース会議や職員会議で対応を協議することとなっている。ユニット化の推進により、子ども一人ひとりの小さな変化に気づく養育体制が整いつつある。		
(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者評価結果
	① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
	② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a
	③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
	④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・家庭復帰後の子どもや家族への支援に当たっては、必要に応じて家庭訪問、職場訪問、電話での確認等を行うことが養護要領「退所時・退所後の援助」において示されている。退所後の子どもや家族からの連絡、関係機関との情報提供・連携の状況については「アフターケア継続」に記録され管理されている。ただし、退所後の居所が遠隔地となった場合には情報収集が困難となる状況もあり、更なる工夫が求められる。		

2 家族への支援

		第三者評価結果
(1)	家族とのつながり	
①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
(2)	家族に対する支援	
①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・学園内の親子生活訓練室の他に福祉の里センターを活用するなど、親子が一緒に過ごす場の設定に努めている。		
・家庭支援専門相談員の業務分担が事務部門等を兼ねており、独立した専門職としての配置になっていないことから、専門職の活用を有効に図れる体制づくりが必要である。		

3 自立支援計画、記録

		第三者評価結果
(1)	アセスメントの実施と自立支援計画の策定	
①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
③	自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2)	子どもの養育・支援に関する適切な記録	
①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・毎日行う職員連絡会等で必要な情報を共有するとともに、連絡会の内容によりケース会議に移行して、全職員でより具体的な検討を行ない、養護・支援の充実を図っている。		
・アセスメント並びに自立支援計画の見直しのための具体的な手順の整備やアセスメントを行う手順並びに自立支援計画の見直し等に必要な項目とその手順について具体性に欠けることから、職員間で協議し見直しを図ることが望まれる。		

4 権利擁護

		第三者評価結果
(1)	子どもの尊重と最善の利益の考慮	
①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2)	子どもの意向への配慮	
①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・施設の基本方針に基づく家庭的環境の中で支援する家庭的養護を推進すべく、全職員が一体となって養育・支援に努めている。各ホームの職員個々が抱えるケースについて、日常的な相談・協議の場やスーパービジョンを受けられる環境が整っており、組織全体で受けとめ解決できる体制にある。常に、子どもの最善の利益を目指して取組む姿勢が伺える。		
・アンケート結果に基づく具体的な課題の明示や課題への対策等、調査結果を組織全体の改善に活用する取組みが望まれる。		
(3)	入所時の説明等	
①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4)	権利についての説明	
①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
(5)	子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
・自治会は、様々な問題意識を持ち、子ども達と職員が共に考えていく、共生の場である。職員の適切な指導により、自治会目標を目指して共に考え、ホーム活動や部活動、地域活動の参加を積極的に実施し、子ども達が主体で子ども達の意思が尊重された自治会運営である。	
・被措置児童等虐待の関係機関への届出・通告に関するマニュアルは、「職員による不適切な関わり対応要領」の「職員や子どもによる報告を受けた場合」と同様の対応とし、「非常時対応要領」「危機管理マニュアル」に分散して明記している。しかし、被措置児童に対しては、別途対応マニュアルを整備することが求められる。	

5 事故防止と安全対策

		第三者評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a	
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a	
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	a	
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・「養護要領」において非常時対応、感染症対応等事故防止・安全対策を定め体制を整備し取り組んでいる。		
・ユニット化を更に推進するにあたり、これまで以上に職員全体への周知徹底と的確な対応が行えるよう、緊急時の具体的な対応の流れ(手順)等を「フローチャート形式」にして明示、職員間で共有するなど、体制整備、実施上の工夫を期待する。		

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携		第三者評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a	
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a	
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a	
(2) 地域との交流		
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a	
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行ってい る。	a	
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a	

(3) 地域支援

① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・児童相談所等関係機関・団体、および地域の各学校などとのネットワークの中での情報共有や、カンファレンスを行ない個別支援の検討を進めているほか、児童家庭支援センターの活動等により地域の子育て家庭や社会的養護を必要とするニーズ把握、相談支援活動に積極的に取り組んでいる。
- ・施設利用者はもとより、地域住民のための子育て支援の拠点として事業を計画・推進していくにあたり、さらに、職員全体が地域ニーズ、社会資源についてより深く把握し、諸会議への参加、事例検討の開催、研修等を通して情報を共有しながら、さらに施設機能が地域でも活用されるよう取り組んでいくことが期待される。

7 職員の資質向上

第三者評価結果	
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・教育・研修に関する基本姿勢と、施設が目指す養育・支援を実施するための職員の専門性や有資格職員の配置は中長期計画にも明示されており、養護要領、職員研修実施要領の中でも基本的姿勢や意識について明示されている。また、各職員が悩んだとき、困った時は、園長や基幹的職員に相談しやすい雰囲気、体制がある。さらに、会議やチーム毎の打合せの場以外でも、いつでも相談、教育的指導、助言、具体的な支援の方向が得られるような場の設定等、職員の資質の向上のための環境整備を意識し、取り組んでいる。
- ・今後、小規模化が進むことを意識し、そうした体制に役立つような研修・教育計画に関する計画をつくるため、委員会を設置するなどして、職員も参加しながら、必要な研修を体系的に構築する観点での取り組みを期待したい。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

第三者評価結果	
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・法人の理念である「ノーマライゼーション」は、当法人の障害者の施設だけではなく、児童養護施設においても、地域を志向し、小規模化を進めるという視点で共有できる理念であると整理されている。また、これは、国の「社会的養護の課題と将来像」を具体化せるものとして捉えられ、職員も理解している。理念は、各種印刷物や施設内に掲示されている。
- ・質の向上に向けて、施設内に設置されている「運営委員会」、毎日実施している「職員連絡会」において平時より事業の改善を志向した話し合いを進めている。さらに、「業務改善アンケート」を毎年実施し、その結果に伴い、改善可能な事項は改善し、計画的な改善が必要な事項は中・長期計画に反映させるなど、実施状況の把握と評価・見直しを組織的に行われている。
- ・上記について評価しつつも、法人の理念「ノーマライゼーション」は、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進という観点、施設がこれから目指そうとしている子育て支援、社会的養護の総合センター的役割が表現できているかというと検討の余地があると思われる。今後、児童福祉施設としての運営理念の策定や、基本方針の内容づくりの取り組みについてさらに検討されることを期待したい。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内の信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a	第三者評価結果
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a	
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a	
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a	

(4) 経営状況の把握

① 施設運営をよりよく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a	
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a	
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c	

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・施設長は、社会的養護を巡る様々な状況、情報を把握し、職員に伝えている。施設運営において改善すべき課題を職員同士で検討する場を設定するなど、施設全体で課題発見、改善に向けた取り組みを行うようリードするとともに、全国段階、東北ブロック段階で開催される大会、研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境を的確に把握している。さらに、法人内の各施設ともこうした情報を共有し、地域のニーズ、特徴、変化等を把握、反映した上で、中・長期計画づくりに反映させている。
- ・「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査は実施されていないものの、財務状況、養育・支援における法的対応について、会計事務所からの会計指導や法律事務所から指導を受ける体制を持ち、行政監査以外に専門家との顧問契約により経営管理、組織運営・事業等について指導・助言を受ける取り組みをもっている。

(5) 人事管理の体制整備		第三者評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。		b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。		b
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。		b
④ 職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っていている。		a
(6) 実習生の受入れ		
① 美学生の受け入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・目標とする養育・支援を進めるため、必要な人材の具体的なプランがあるとともに、職員の健康面を配慮し、年2回の健康診断、予防接種等を法人負担で実施し、国家資格の取得経費についても独自に補助を行っており、職員共済への加入のほか、法人内の互助会による親睦会や職員旅行への一部支援を行っており、職員待遇の充実を図っている。 ・自己評価において「毎年職員は増員されているものの、フリーな立場の職員も各ホームの補助的な役割として入る事は避けられず、専門職としての仕事が出来ない場合も少なくない」という評価があった観点から、特に専門職（基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等）の業務が円滑に遂行できるための取り組みを期待したい。		
(7) 標準的な実施方法の確立		第三者評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		b
(8) 評価と改善の取組		
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。		a
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
・平成18年度より、毎年、自己評価、第三者評価を受審していることは評価に値する。特に、自己評価は、施設内で「業務改善アンケート」を実施するなど取り組みが積極的である。 ・自己評価、第三者評価結果について、全職員が共通に認識できる場を持ち、今後、どのように見直しを進めていくか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらに質の向上に向けた取り組みが強化されるよう期待したい。		